

平成 29 年 3 月 21 日

お客さま 各位

佐野信用金庫

キャッシュカード振込の一部利用制限について

平素は当金庫をご利用いただき、誠に有難うございます。

昨今、振込め詐欺被害が多発しており、特に電話にて「還付金が A T M で受取れます」と嘘の案内を行い、キャッシュカードによる振込が不慣れなお客さまを A T M に誘導して、電話で操作方法を指示して現金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しております。

当金庫では、このような還付金詐欺の被害を防止するための緊急対応策として、下記のとおり、キャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1. 一部利用制限の内容

次の対象条件に該当するお客さまの口座単位に、A T M を利用した振込の限度額を「0 円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによる A T M での振込取引がお取り扱いできなくなります。

(1) 対象となるお客さま

過去 1 年間キャッシュカードによる A T M での振込取引をされていない 70 歳以上のお客さま。

(2) 対応開始時期

平成 29 年 4 月より。

2. A T M による振込取引を希望されるお客さまへ

対象となるお客さまで、キャッシュカードによる A T M を利用した振込取引を希望される場合は、お手数料をおかけしますが平日の営業時間内に当金庫お取引店舗の窓口へ、お届け印と本人を確認できる書類（運転免許証等）をご持参のうえでお申し出ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

以 上